

◇大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び大阪市議会議員及び大阪市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

- 1 選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることになりました。
- 2 必要な経過措置を講ずることになりました。
- 3 この条例は、公布の日（令和7年6月19日）から施行することになりました。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）